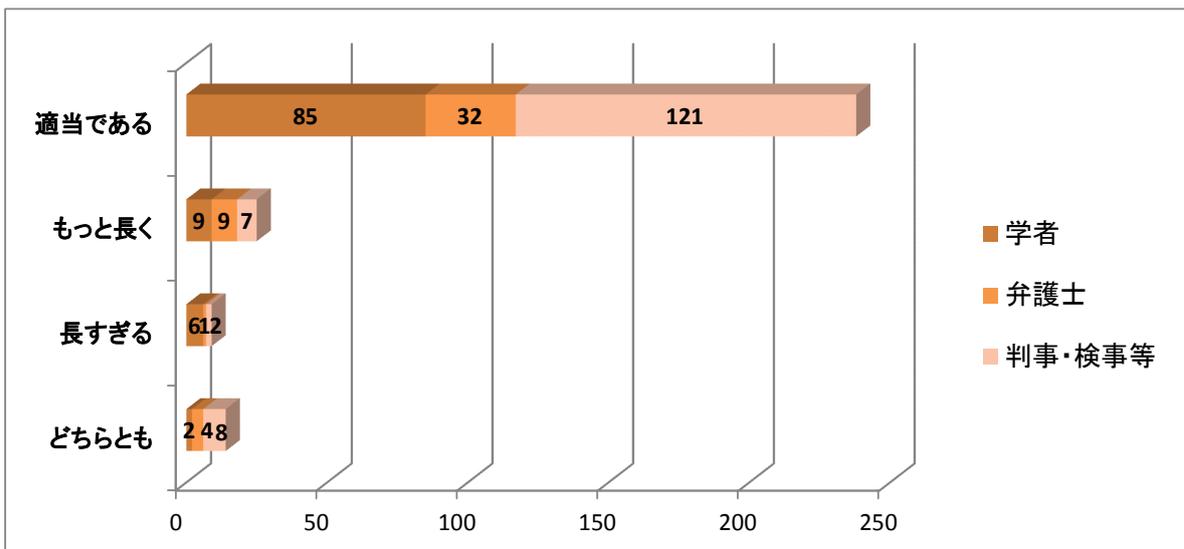
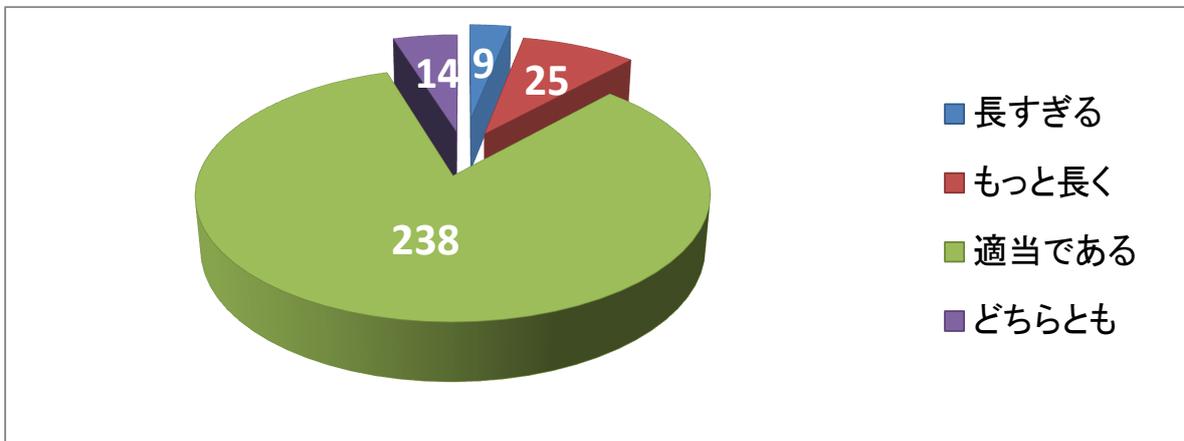


考査委員に対するアンケートの集計結果（論文式試験関係）

本アンケートは、司法試験考査委員において、出題の在り方等に関して継続的に種々の検討を行い、必要に応じて随時改善を加えるなどしてきたことを前提にしつつ、更に何らかの工夫ができないかという観点から回答を求めた結果を集計したものである。また、回答者には、問題作成に関与していない司法試験考査委員も含まれている。

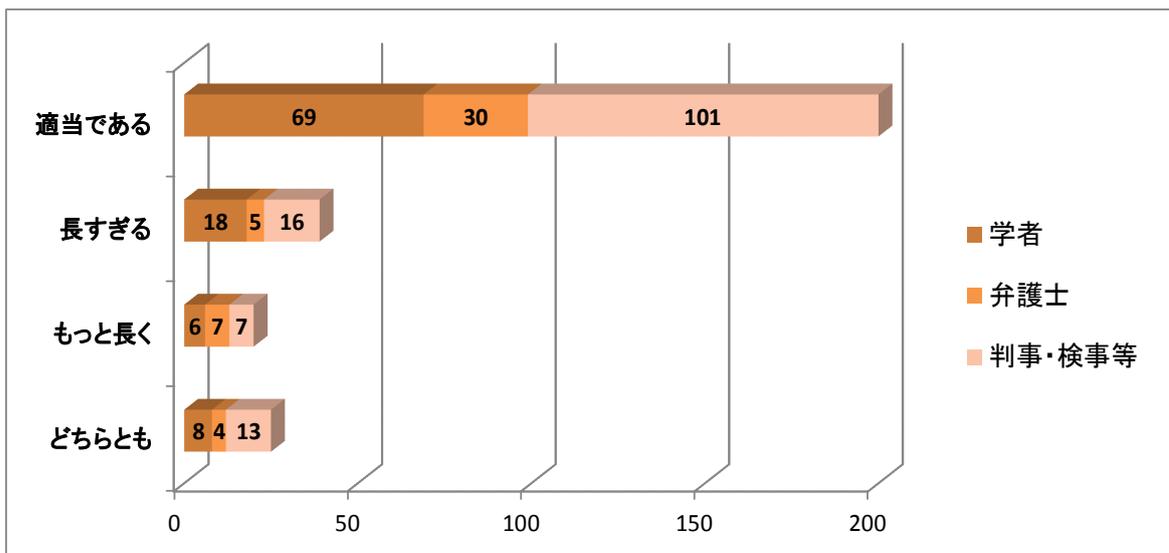
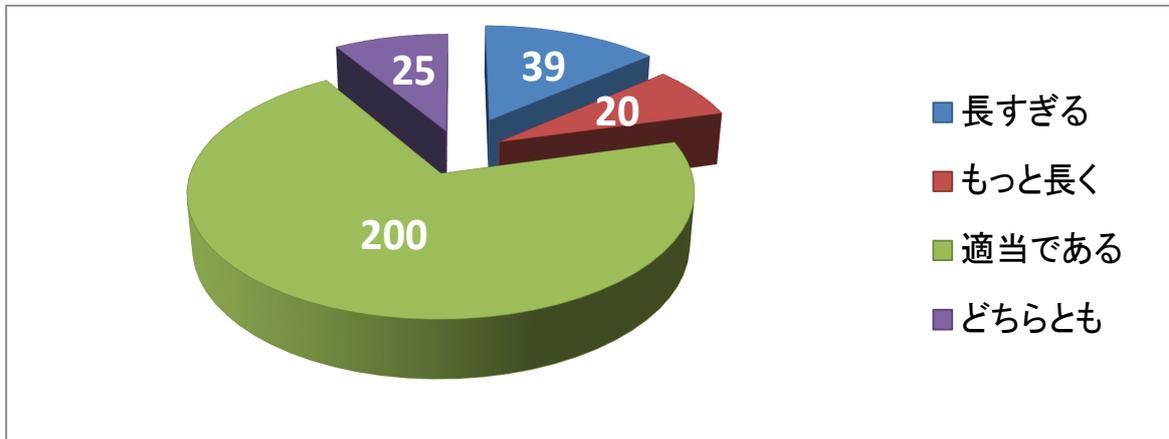
1 各科目の試験時間について

「試験時間が長すぎ、受験者の負担になっている。」という意見があるが、これについてどのように考えるか [回答数286]



2 試験時間全体について

(1) 試験時間全体について、「個々の科目ごとの試験時間は適当であるとしても、全科目を総合して見た場合、試験時間が長すぎて受験者の負担となっている。」という意見があるが、これについてどのように考えるか [回答数284]



(2) 試験時間全体が長すぎると考える場合、解消に向けてどのような方策が必要と考えるか [回答数38]

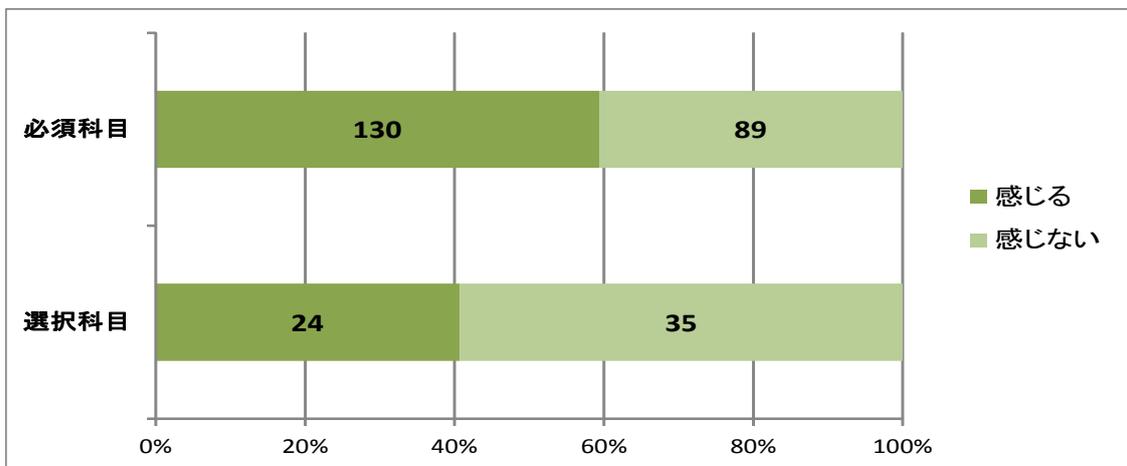
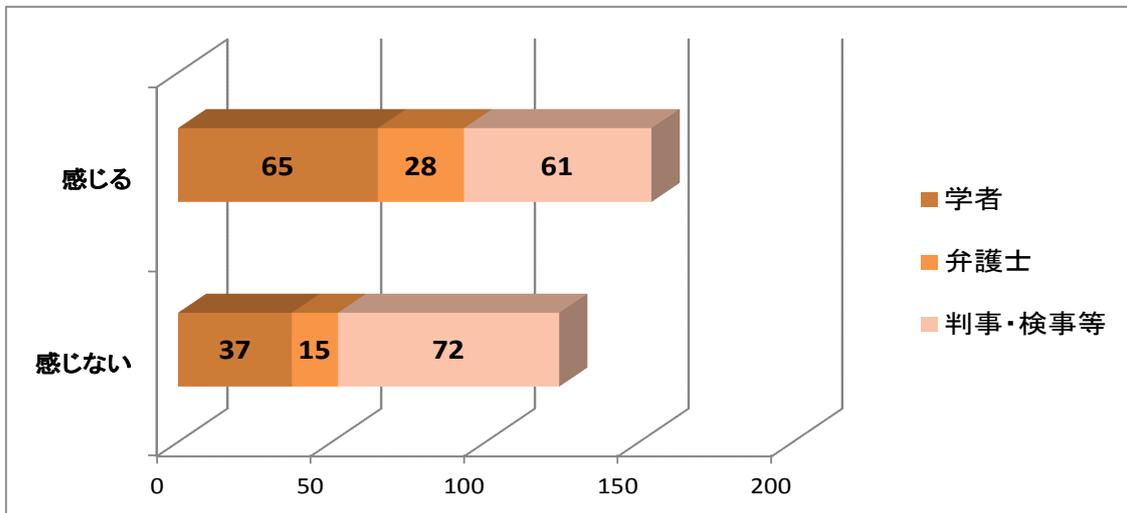
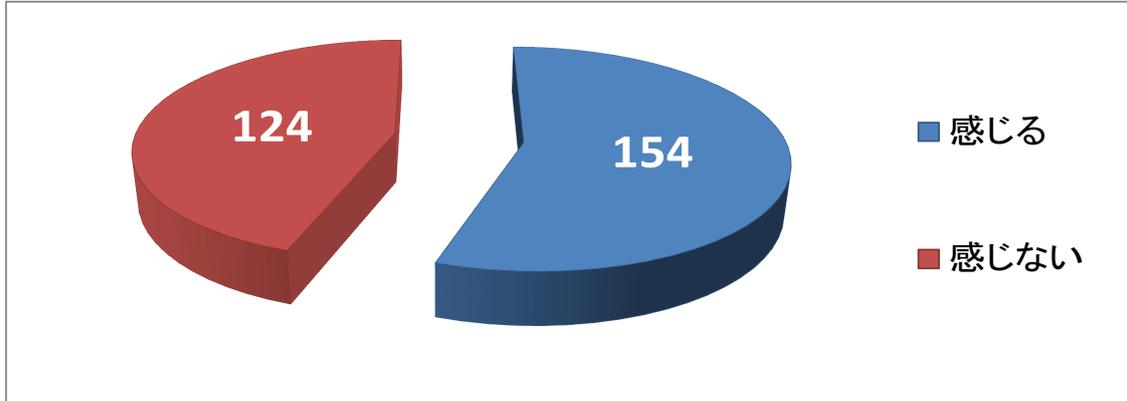
【意見の例】

- 試験時間の見直し
 - 各科目の試験時間を短縮する。
 - 科目ごとに試験時間に差違を設ける。
- 科目数の減少

- 試験実施上の配慮
 - 1日に実施する科目数を減らす。
 - 民事系の試験日を2日に分けて実施する。

3 問題と試験時間の関係について

(1) 「試験時間に比して論点数が多いなどの理由で、時間不足になっている受験者が多い。」という意見について、どのように考えるか [回答数278]



3 (2) 問題と試験時間の関係について

時間不足になっている受験者が多いと感じるか

その改善方策について

【注】●内は、時間不足の受験者が多いと感じると答えた154委員中、当該意見が占める概ねの割合(複数回答有)

懸念される事項について

○論点の減少
 ・論点数の絞込み
 ・細かい論点を削る

○設問(小問)の減少
 ・小問数の減少
 ・難易度が異なる出題方法の検討
 ・立場別問い掛け形式の見直し

▲十分な学力判定への影響(点差がつかない)
 ▲問作・採点の基準の考え方への影響
 ▲採点者側の能力
 ▲論点主義の助長
 ▲「ヤマ」が当たる・外れるという問題
 ▲学修水準の低下

○問題文(資料)の減少
 ・問題及び資料部分の分量の減少
 ・事例の簡略化

▲事例から論点を発見する能力の低下
 ▲解答作成上,(逆に)場合分けの増加

○論点の難度を下げる
 ・基本的な論点を中心とした出題

▲十分な学力判定への影響(点差がつかない)
 ▲論点主義の助長
 ▲学修水準の低下

○試験時間の更なる確保
 ・若干(20~30分)程度の延長
 ・試験日程追加

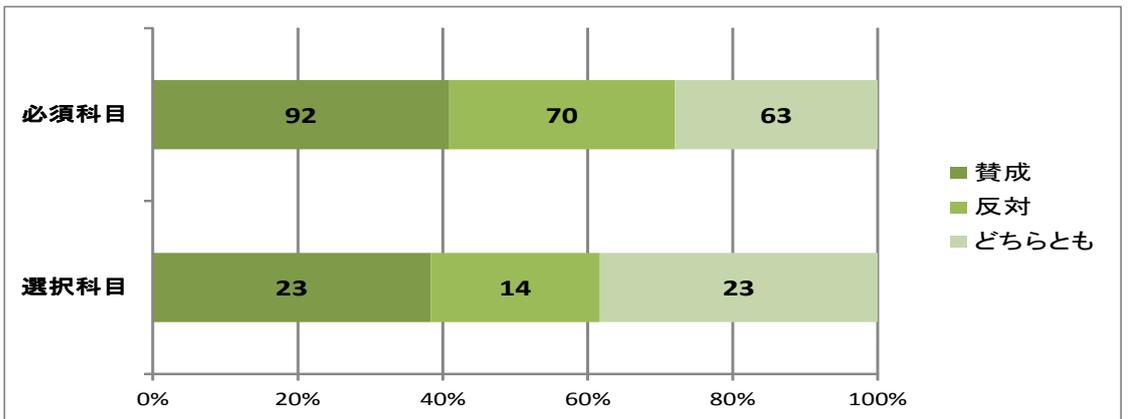
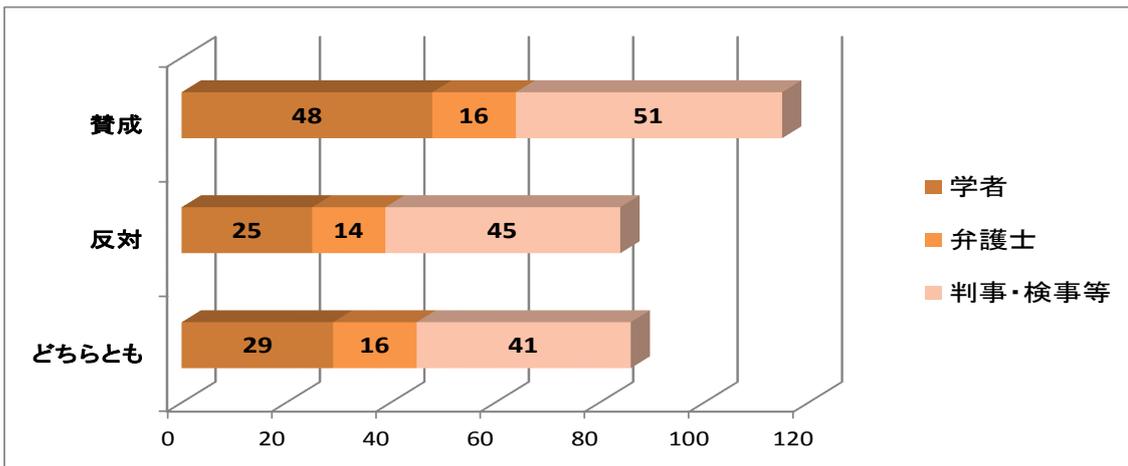
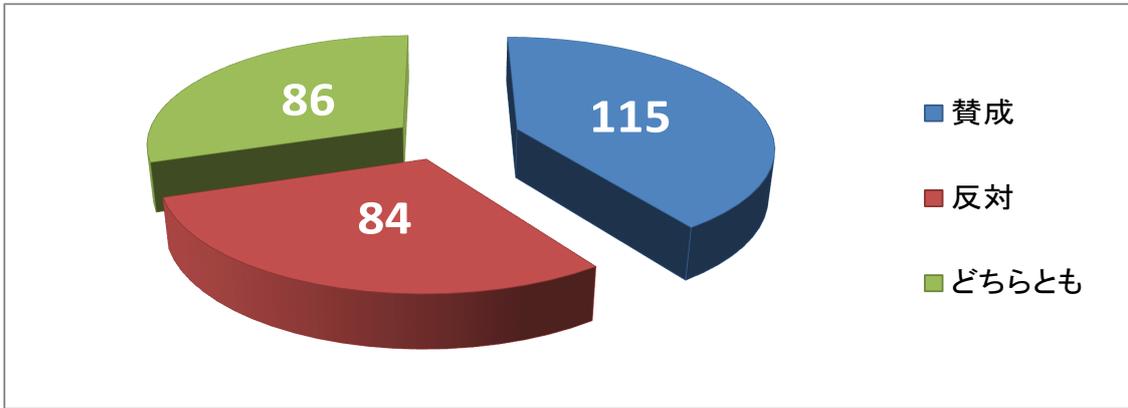
▲受験者の負担増
 ▲会場確保の問題

感じる
 55.4%
 [154]

感じない
 44.6%
 [124]

4 負担軽減の方向性について

(1) よりじっくり答案を作成させるため、問題文の分量や論じるべき論点の数など現状よりも減らすなど、何らかの負担軽減策を採るべきという意見がありますが、これについてどのように考えるか [回答数285]



4 (2) 負担軽減の方向性について

何らかの負担軽減策を採ることについて

賛成

40. 4%

[115]

反対

29. 5%

[84]

どちらとも
言えない

30. 2%

[86]

その改善方策について

○ 論点の減少

○ 設問(小問)の減少

60%

○ 問題文(資料)の減少

45%

○ 論点の難度を下げる

15%

○ 試験時間の更なる確保

10%

懸念される事項について

- ▲ 十分な学力判定への影響
- ▲ 問作・採点への影響
- ▲ 論点主義の助長
- ▲ 「ヤマ」が当たる・外れるという問題
- ▲ 学修水準の低下
- ▲ 論点発見能力の低下
- ▲ 受験者の負担増等

【注】○内は、何らかの負担軽減策を採ることに賛成と答えた115委員中、当該意見が占める概ねの割合(複数回答有)

理由

実力判定に当たり、現行試験の難易度・試験時間等は適切である
現状で負担が過重である(弊害がある)とは考えていない

実力判定に影響を及ぼす
(差がつかない・ヤマが当たる)

法曹となるのであれば、現行試験
程度の負担に耐えうるべき

現行試験でもできる受験者は
しっかり答案が書けている

限られた時間で論述することも能力
法曹として事務処理能力も必要

暗記型受験対策が懸念される
論点主義を助長する

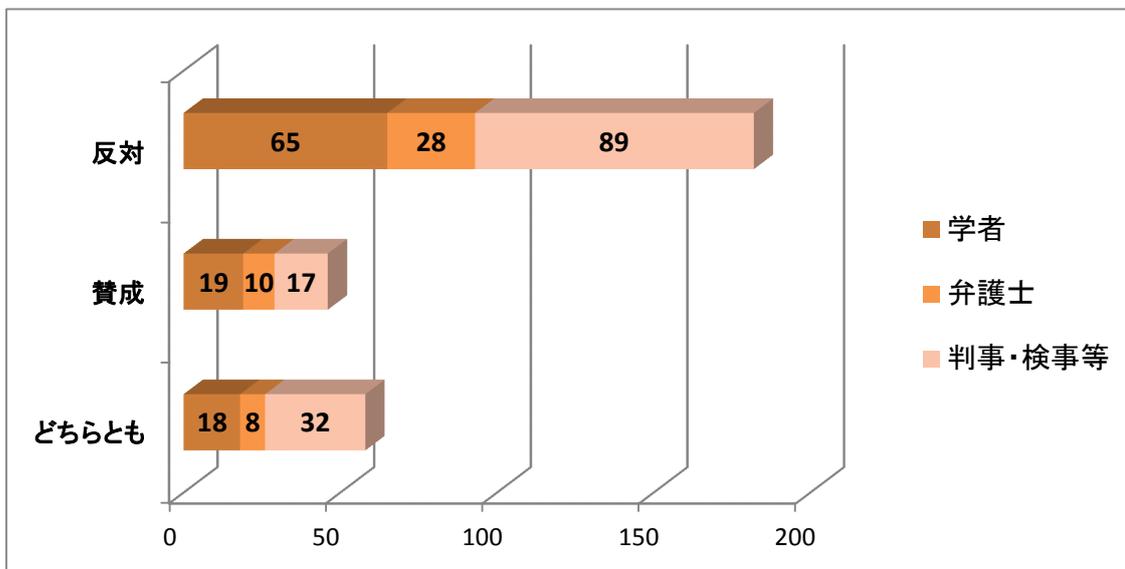
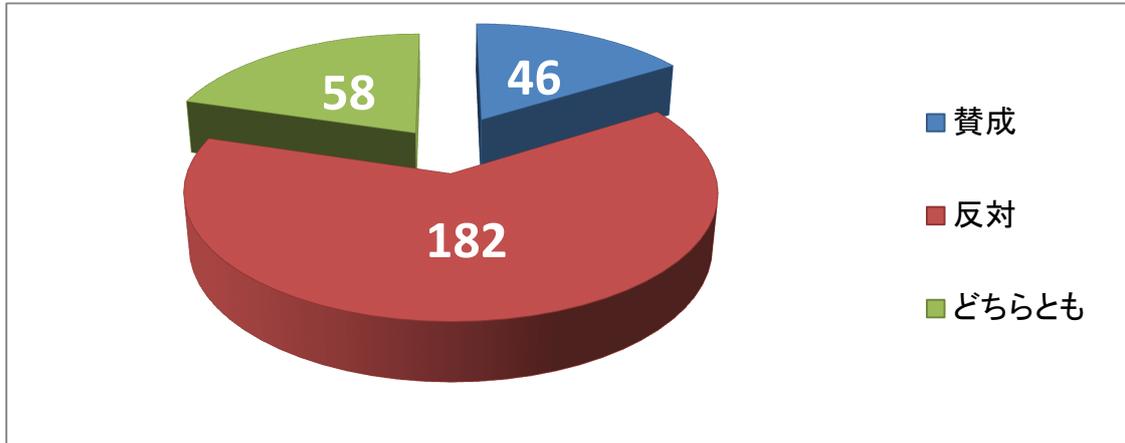
問題や論点を減少する方策は、
受験者の学修水準低下が懸念される

負担過重というよりも、
受験者の能力低下の問題

制度変更は慎重に考えるべき
負担軽減策には一長一短がある

5 出題分野の範囲について

(1) 論文式試験の出題分野を一定の範囲に限定したり，出題分野から一定の範囲を除外したりすることについて，どのように考えるか [回答数286]



(2) (出題分野の限定等に賛成とした委員に質問)

具体的にどのような分野に限定し，あるいはどのような分野を除外するのが相当と考えるか [回答数46]

【意見の例】

(憲法に関する分野)

- そのような分野は少ないが，天皇制，憲法9条である。

(行政法に関する分野)

- 国家賠償法に係る分野については不要と考えられる。
- 特殊な分野や実務上あまり問題とされない分野については，最初か

ら除外しておくのが相当と考える。

(商法に関する分野)

- 手形法・小切手を除外する。あるいは、会社法の典型論点を検討する上で必要な範囲に限定する。
- 商行為編のうち、運送取扱営業、運送営業、倉庫営業は範囲外とする。
- 商法科目は範囲が広いので、会社法に限定すべきである。
- 会社法のうち、会社計算規則の一部などについては、明示的に除外してもよい。
- 会社法さらには株式会社法に限定してよい。
- 手形法、小切手法、保険法、海商法は除外してよい。他方、会社法、商法総則・商行為法（及び改正後は運送法の陸上運送部分）は試験範囲に残すべきである。

(民事訴訟法に関する分野)

- 簡易裁判所、手形小切手訴訟、少額訴訟の各特則と督促手続は除外してよい。
- 上訴部分は除外してよい。
- 民事訴訟法第1編第6・7章、第2編第7・8章、第3編第6・7章を除外する。

(刑法に関する分野)

- 短答式試験と異なり、総論に関しては刑罰論は不要であり、各論に関しては、社会的法益に関する罪や国家的法益に関する罪のうち理論上及び実務上重要でない領域があるので、それらは除外してもよい。
- 日頃の刑事実務において、発生頻度の極めて少ない犯罪については、除外するのが適当である。

(刑事訴訟法に関する分野)

- 上訴、再審は不要である。
- 特別手続（略式命令手続、即決裁判手続）、非常救済手続は除外可能である。

(選択科目)

- 出題分野を、破産法に限定する考え方もあり得る。ただし、他の選択科目とのバランスを考えなければならないし、選択科目を複数にする可能性など、幅広い見直しの中で、慎重に検討すべき問題である。〔倒産法〕

- 破産および民事再生に限定し、個人再生は除く。〔倒産法〕
- 民事再生法を出題分野から外し、破産法に絞るということが考えられる。再建型手続として、民事再生法が重要であることは明らかなが、負担軽減策としては考えられる。〔倒産法〕
- 出題範囲を所得税及び法人税に限るといったように、出題範囲を思い切って限定することも考えられる。〔租税法〕
- 執行・実現に関わる問題は基本的に出題しないこととし、実体的な違法要件の解釈・適用に出題を限定することにすべきである。〔経済法〕
- 特許及び著作権に限定することが適切である。〔知的財産法〕
- 労働基準法を中心とする個別的労働分野と労働組合法を中心とする集団的労働関係の分野に限定してよいと考える〔労働法〕
- 旧司法試験における狭義の国際私法（抵触法）に加えて、国際民事手続法及び国際取引法が出題範囲となっているが、狭義の国際私法（抵触法）及び国際民事手続法に限定してよいと考える。〔国際私法〕

(3) (出題分野の限定等に反対・どちらとも言えないとした委員に質問)

その理由について [回答数231]

【出題分野の限定等に反対とする理由の例】

- 出題範囲が広すぎるということはない（出題範囲は適切である。）。
- 出題分野の限定や除外は、技術的に困難であると考えられる。
- 出題範囲を制限すると論点が限られ、作問が難しくなる。
- 法の体系的・有機的理解を問う試験の実施が困難となる。
- 法曹に必要な知識や能力を問う問題を継続的に出題するには、現在以上に範囲を限定するのは望ましくない。
- 出題分野を必要以上に限定することは、合格者の学力低下につながるおそれがある。
- 実務法曹を選抜する試験である以上、現場で生じる新たな事件に対処する能力が求められる。したがって、多様な問題を処理できるようにするのは当然である。
- 出題分野を限定すれば、受験生はそれ以外の分野を勉強しなくなる。
- 試験対策的な勉強（範囲を特化した受験勉強）を助長する。
- 法文がある以上、明示的に限定・除外する必要はないと考える。

【どちらとも言えないとする理由の例】

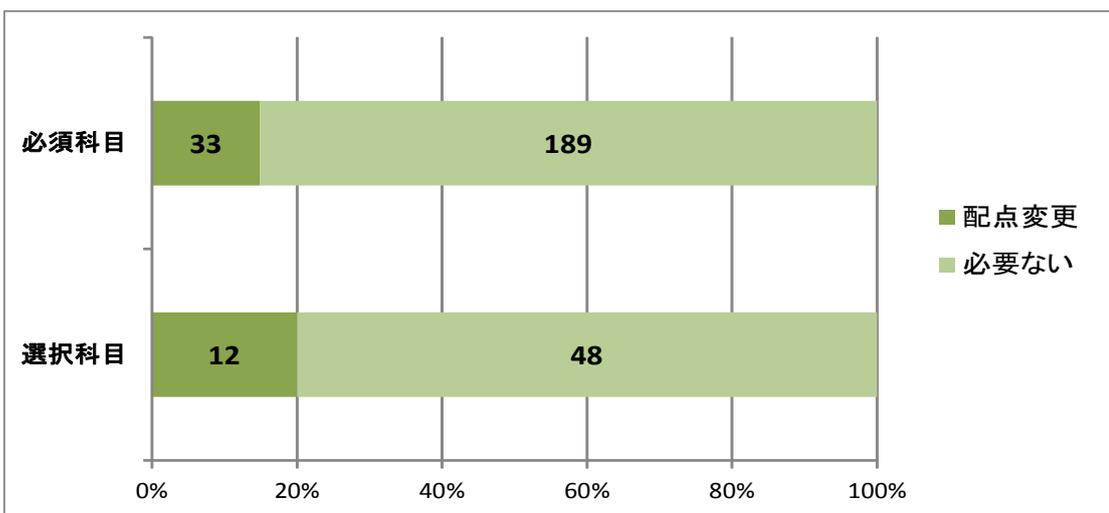
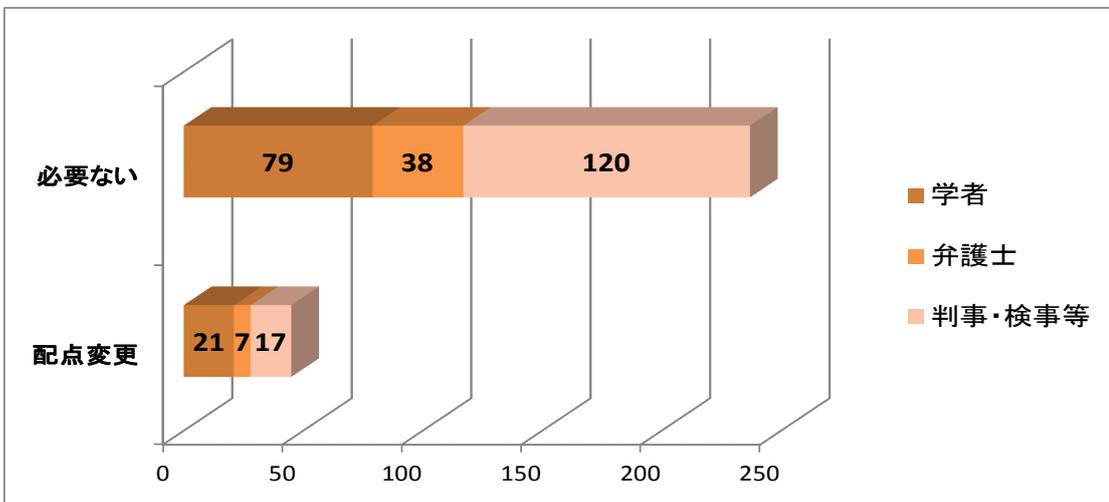
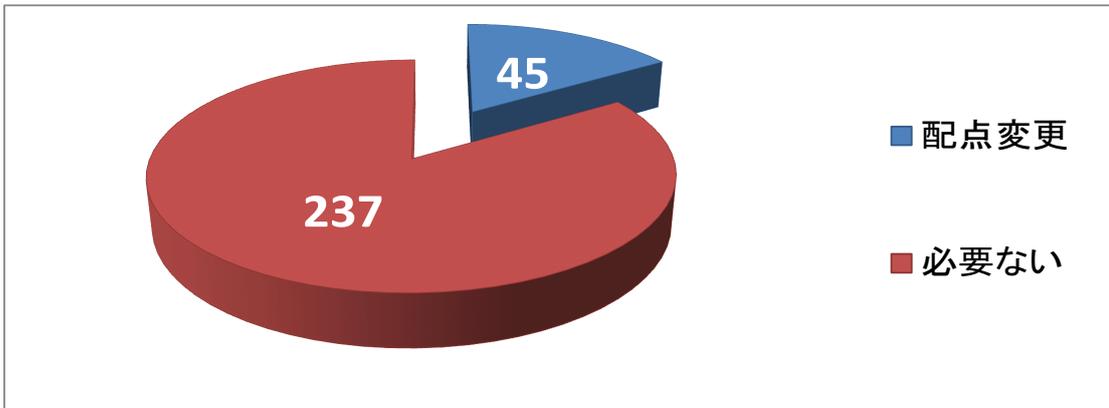
- 出題分野の限定について考える余地はあるものの、適当かつ明確な基

準が見出しがたい。

- 一般論として出題分野の限定について否定するものではないが、出題が難しくなる可能性がある。
- 法科大学院での講義内容に偏在を来したり、同種問題の繰返しになったりするおそれがある。
- 出題分野を限定すると負担軽減にはなるが、出題分野以外を勉強しなくなるという弊害も出る。
- 一部の範囲について、事実上出題範囲から除外されていると等しい状況にあり、教育現場でも認識されているものと思われる。あえて、正面から出題範囲から除外すると宣言することのプラスとマイナスを計りかねる。

6 配点について

(1) 現在の配点割合について、変更の必要はあるか [回答数282]



(2) (配点について、変更の必要があると回答した委員に質問)

どのように変更することが相当か [回答数45]

【意見の例】

- 公法系100点, 民事系200点, 刑事系100点とする。
- 民法に関する分野を150点とし, 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法に関する分野を70点とする。
- 憲法・民法・刑法・商法・両訴訟法に関する分野を1問で100点, 選択科目を1問で50点とする。
- 憲法・民法・刑法に関する分野の配点を重くする。
- 短答式試験を課さない科目の配点を重くする。
- 民法に関する分野(又は民事系)の配点を重くする。
- 行政法に関する分野について配点を変更する。
[公法系の中で憲法に関する分野よりも比重を軽くする, 憲法に関する分野の半分程度の配点とする, 選択科目と同じ比重とする]
- 選択科目について配点を変更する。
[選択科目の配点を低くする, 選択科目の比重を高くする]